

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後の事務費用	10,000 円（手数料負担者は 求人者とします。）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （手数料負担者は求人者とします。）
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% （手数料負担者は求人者とします。）
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000 円 活動 1 日当たり 30,000 円 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （手数料負担者は求人者とします。）
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 300,000 円 相談・助言終了時 50,000 円 成功報酬 50,000 円 手数料負担は関係雇用主とします。

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (手数料負担者は求人者とします。)
-------------------------------	---

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-301872

名古屋市南区寺部通 1-12-1 東洋ビル 2F

株式会社人力舎